

令和元年10月改正 ホームヘルプステーションひなた 訪問介護利用料金表

社会福祉法人 浄光会

厚生労働大臣が定める基準（時間別単価表単位）※1点あたり10円

【介護給付・要介護 1～5 の方】

区 分	時 間	単 位	備 考
身体介護中心型	生活援助加算	66	
	20分未満	166	
	20分以上30分未満	249	
	30分以上1時間未満	395	
	1時間以上1時間30分未満	577	
	以降30分増すごとに加算	83	
生活援助中心型	20分以上45分未満	182	
	45分以上	224	
通院等乗降介助		98	
加 算	初回加算	200	初回1ヶ月のみ
	緊急時訪問介護加算	100	1回につき
	特定事業所加算Ⅱ	10%	
	特別地域加算	15%	
	早朝加算	25%	6時～8時
	夜間加算	25%	18時～22時
	深夜加算	50%	22時～翌朝6時

【訪問型独自サービスの方】

区 分	単 位	備 考	
訪問型独自サービス（Ⅰ）	1ヶ月あたり 1,172	週1回程度の利用	
訪問型独自サービス（Ⅱ）	〃 2,342	週2回程度の利用	
訪問型独自サービス（Ⅲ）	〃 3,715	週2回を超える程度の利用	
加 算	初 回 加 算	200	初回1ヶ月のみ
	特 別 地 域 加 算	15%	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記より算定された単位数の13.7%
特定処遇改善加算（Ⅰ）	上記より算定された単位数の6.3%

住 所 紋別郡遠軽町西町3丁目4番地138
 事業者名 社会福祉法人 浄光会
 理事長 梅田 弘敏 印

私は書面について事業者から上記料金体系変更について説明を受け、同意しました。

年 月 日

契約者 住 所
 氏 名 印

代筆者 住 所
 氏 名 印
 続柄(契約者との関係)